

かいけつサポート事業者ガイドブック

~認証紛争解決事業者の詳細を一覧に~

北海道·東北版 〔令和4年4月1日現在〕

「かいけつサポート」は 法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決サービスです。

法務省

はじめに

- 1 各事業者のページに掲載されている情報は、<u>令和4年4月1日現在</u>の情報です。
- 2 本ガイドブックに掲載されている事業者は、令和4年2月1日現在で認証を受けている事業者です。最新の情報は、法務省の「かいけつサポート」のホームページ(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html)を御覧ください。
- 3 各事業者のページ (3ページ以降) は、各事業者が作成した情報を法務省で取りまとめたものです。
- 4 目次の事業者名の後ろの括弧書きは、事業者が認証紛争解決手続を行う事務所 の名称です。
- 5 事業者によっては、取り扱う紛争の範囲が複数の都道府県にまたがっている場合があります(例えば、東京都に住所がある事業者であっても、東京都以外の都道府県で発生した紛争も取り扱っている場合があります。)。また、テレビ会議システム等を利用した、オンラインによる調停を実施している場合もあります。詳しくは、各事業者のホームページを御覧いただくか、各事業者に直接お尋ねください。
- 6 目次における各種法人の法人名は、以下のとおりの略称で表記しています。

特定非営利活動法人・・・NPO法人

一般社団法人・・・・・(一社)

公益社団法人・・・・・(公社)

一般財団法人・・・・・(一財)

公益財団法人・・・・・(公財)

学校法人・・・・・・ (学)

目 次

	- 小一ト] つ (何? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
かいけつサ	-ポート」を利用するには	. 2
수되산다	5可能(事業者が出張・テレビ会議等で実施可能)な事業者	
《民事一般》		
	, ✓株式会社(Teuchi) ····································	. 3
《商事一般》		
	日本商事仲裁協会(日本商事仲裁協会)	• 4
	全国中小企業取引振興協会(下請かけこみ寺本部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
《知的財産		
(一財)	ソフトウェア情報センター (ソフトウェア紛争解決センター)	. 6
《消費者関係	系》	
(一財)	家電製品協会 (家電製品 P L センター) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
(公財)	自動車製造物責任相談センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 8
NPO港	人留学協会(留学トラブル解決機関)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6
《事業再生	對係》	
(一社)	事業再生実務家協会 (ADR事業本部)	1 (
(一社)	日本企業再建研究会(事業承継ADRセンター)	1 1
《金融・保険	读関係》	
NPO港	人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)	1 2
(一社)	日本共済協会(日本共済協会共済相談所)	1 3
《労働関係》		
(一社)	日本フランチャイズチェーン協会(コンビニエンスストア相談センター)・・:	1 4
《生活環境》	関係》	
(公社)	日本不動産鑑定士協会連合会(不動産鑑定士調停センター) ・・・・・	1 5
(一社)	日本不動産仲裁機構(日本不動産仲裁機構ADRセンター)・・・・・	1 6
(一社)	日本マンション管理士会連合会 (マンション紛争解決センター) ・・・ :	1 7
《家事関係》		
小泉道子	- (家族のためのADRセンター) ・・・・・・・・・・・・・	1 8
水田耕二	(離婚と相続のADRセンター) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 9
(一社)	びじっと・離婚と子ども問題支援センター(ADRくりあ) :	2 0
2. 北海道		
《民事一般》		
	, 医書士会(札幌司法書士会ADRセンター) ・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	2 1
《知的財産		
	「産仲裁センター(日本知的財産仲裁センター(JIPAC)北海道支所)・・・・ :	2 2
1 . 1 / 2/14	The state of the s	-

《労働関係》	
北海道社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター北海道) ・・・・・ 23	
《生活環境関係》	
札幌土地家屋調査士会(さっぽろ境界問題解決センター) ・・・・・・・・ 24	
北海道行政書士会(行政書士会北海道ADRセンター) ・・・・・・・・・ 25	
3. 青森県	
《民事一般》	
青森県司法書士会(青森県司法書士会調停センター「まる~く」) ・・・・・・ 2 6	
《労働関係》	
青森県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター青森) ・・・・・・・ 27	
4. 岩手県	
《労働関係》	
岩手県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター岩手) ・・・・・・・ 28	
5. 宮城県	
《民事一般》	
宮城県司法書士会(宮城県司法書士会調停センター)・・・・・・・・・・ 29	
《知的財産関係》	
日本知的財産仲裁センター(日本知的財産仲裁センター(JIPAC)東北支所)・・・・ 3 〇	
《労働関係》	
宮城県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター宮城)・・・・・・31	
《生活環境関係》	
宮城県土地家屋調査士会(みやぎ境界紛争解決支援センター)・・・・・・32	
《生活環境関係、交通事故関係》	
宮城県行政書士会(行政書士会ADRセンター宮城) ・・・・・・・・・ 33	
6. 秋田県	
《民事一般》	
秋田県司法書士会(秋田県司法書士会調停センター)・・・・・・・・・・34	
《労働関係》	
秋田県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター秋田)・・・・・・35	
《生活環境関係》	
秋田県土地家屋調査士会(秋田境界ADR相談室)・・・・・・・・・・・36	
7. 山形県	
《民事一般》	
山形県司法書士会(山形県司法書士会調停センター「ハーモニー」) ・・・・ 37	

《労働関係》
山形県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター山形) ・・・・・・ 38
8. 福島県
《民事一般》
福島県司法書士会(福島県司法書士会調停センター) ・・・・・・・・ 3 9
《労働関係》
福島県社会保険労務士会(社労士会労働紛争解決センター福島) ・・・・・・ 4 0

[法務大臣による裁判外紛争解決手続の認証制度]



かいけつサポートって何?

■裁判は大変そう

身の回りで起こる様々なもめ事やトラブルには、裁判できちんと白黒の決着をつけたいというものもあれば、**裁判によらずに話合いで解決したい**というものもあります。また、トラブルを解決したいのはやまやまだが、裁判までするには大げさな感じがするし、一旦裁判になれば時間や費用も随分かかりそうだ、という心配もあるかもしれません。



■話合いによる解決

様々な民事上のトラブルについて、裁判以外の方法でトラブルを解決する方法があります。これを「裁判外紛争解決手続(ADR※)」と呼んでいます。一般的には、調停とか、あっせんと呼ばれていますが、裁判所で行われている調停だけではなく、行政機関や民間事業者が行っているものもあります。





■法務大臣が認証

「かいけつサポート」は、民間事業者が行う紛争解決サービスのうち、当事者と利害関係のない公正中立な第三者が、トラブルになった当事者の間に入り、双方の言い分をよく聴いて、専門家としての知見をいかして話合いによって柔軟な解決を図るサービスで、法律で定められた厳格な基準をクリアしているとして法務大臣の認証を受けたものです。そのため、安心して「かいけつサポート」を御利用いただくことができます。



【裁判と「かいけつサポート」の一般的な違い(主なもの)

	裁判	かいけつサポート
実施主体	裁判官	各分野の専門家
秘密の保護	公 開	非公開(原則)
手続の進行	民事訴訟法に従った手続進行	ニーズに応じた柔軟な手続進行が可能
費用	裁判所の訴訟費用	認証を受けた民間事業者に支払う費用
強制執行力	あり	なし

「かいけつサポート」を利用するには

法務省の「かいけつサポート」ホームページで、

「かいけつサポート」を行っている民間事業者の詳細な情報を公表しています。 この中からあなたのトラブルの実情を踏まえた事業者を選んでください。

「かいけつサポート」ホームページ

かいけつサポート検



民間事業者を探すには 4つの方法があります



かいけつサポート一覧から探す
●かいけつサポート一覧から探す



取り扱う紛争の分野・範囲から探す



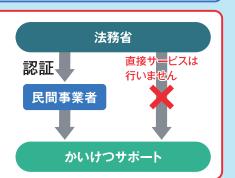






利用の際の注意点

- 「かいけつサポート」は、話合いでトラブルを解決する場を提供します。相手が話 合いに応じなかったときや、話合いをしても、トラブルの当事者同士で和解できな かったとき、トラブルの内容が話合いでの解決になじまないときなどには、トラブル が解決できない場合があります。
- 法務省は、「かいけつサポート」を提供する民間事業者の業務について「認証」を していますが、法務省自らが「かいけつサポート」の提供を行うものではありません。





認証番号【171】

認証年月日 令和3年10月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

ミドルマン株式会社

住所

名称

Teuchi(テウチ)

TEL: E-mail:

URL: https://www.teuchi.online/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】離婚、相続、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱います。

オンライン完結サービスですので全国対応可能。

アピールポイント

Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。 【Teuchiの特徴とメリット】

Point1:申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーに、トラブルの和解条件交渉を進められます。

Point2:オンラインチャット完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要がありません。

Point3:料金は約3万円~。成約手数料は一切いただきません。リーズナブルな価格でご利用いただけます。

手数料

申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合:1,650円(税込) 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合:3,300円(税込)
期日手数料	ご利用料金については、申立料金及び調停料金にて構成されています。申立
成立手数料	料金については定額ですが、調停料金につきましては、取り扱う類型や事案の 性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサ
その他	イトからご確認ください。

実施方法

実施日時	24時間365日対応
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士
解決までの標準期間	2週間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可(専用チャットシステムを利用)

解決事例•相談事例等

想定する利用者(例)

【離婚】相手と直接やりとりしたくない/忙しくて話し合う時間がとれない

【敷金】解約したマンションの敷金が戻ってこない/原状回復費用が敷金では足りない

【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた/言いがかりをつけられ代金が未払い

その他特記事項等

Teuchiは、国内で初めて認証されたオンライン完結型ADRサービスです。

裁判でもない、 泣き寝入りでもない、 第三の選択肢。







認証番号【007】 認証年月日 平成19年12月27日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人 日本商事仲裁協会

住所

東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 廣瀬ビル3階

名称

一般社団法人 日本商事仲裁協会

TEL: 03-5280-5161 E-mail: mediation@jcaa.or.jp URL: http://www.jcaa.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【商事一般】商事に関する紛争

全国対応可能

アピールポイント

● 歴史と実績

日本商工会議所から紛争解決機関として独立してから68年。これまで取り扱った国内・国際の調停の事件数は数百件に及びます。

● 迅速な紛争解決

調停手続の開始から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を 図ります。

● 小規模な紛争から、大規模な紛争まで 数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱って います。

手数料	
申請手数料	5万5千円 調停手続が開始されない場合は、申立料金を申立人に返還します。
管理料金	調停人報償金の総額の10%。
調停人報償金	当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は調停人1人 当たり5万5千円
その他	上記のほか、調停期日開催のための借室料調停人経費{交通費、宿泊費(食事代その他の費用を含め一泊あたり6万円)、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの}
実施方法	
実施日時	月~金/午前9時30分~午後5時(土日祝祭日を除く)
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など
解決までの標準期間	調停手続の開始から3か月
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て(メールに申立書を添付して提出)は可能です。
オンライン調停	オンライン調停(Web会議システムなどを利用した調停)は可能です。 調停人や当事者の意向に応じ、オンライン会議のホストを務めたり、オンライン での会議が滞りなく進むようサポートを行います。

解決事例 · 相談事例等

【解決事例】

- ・A社は長年取引関係のあるB社に対して、衣料品を発注した。
- ・B社は衣料品を納入し、代金1500万円をA社に請求したが、A社からは代金の支払いがなかった。
- ・B社は、A社が一括して代金を支払うことができない財務状態なのではないかと考えていたが、 一部でも支払ってもらいたいと強く望んでいた。
- ・当協会が選任した調停人は、A社から個別に財務状態について丁寧に確認しつつ、1日かけて 支払い条件について調停した。
- ・A社はB社に対し、700万円を5年かけて分割して支払うことで和解が成立した。

その他特記事項等

● 調停規則(2020)

調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項について きめ細やかな規定を置くとともに、調停手続の主張等の取扱いについても詳細な規定を 置いています。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0007.html)を御覧ください。



認証番号【011】

認証年月日 平成20年5月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 住所

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル

名称

下請かけこみ寺本部

TEL: 03-5541-6655 E-mail: kakekomi@zenkyo.or.jp URL: http://www.zenkyo.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【商事一般】下請取引に関する紛争

(中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル)

※ 全国対応可能(各都道府県に窓口及び手続実施者が配置されております。)

アピールポイント

当下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じております。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者100名を超える弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しております。相談及び調停手続の費用は無料となっています。

手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、そ の印紙代を当事者間で均等に負担。
実施方法	
実施日時	平日の月曜日~金曜日(土日祝日を除く)9時~17時(但し、12時~13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可(一部の弁護士は対応)

解決事例:相談事例等

代金の未払い、契約解除、損害賠償請求

※金融取引に関する紛争及び労働関係に関する紛争は除きます。

その他特記事項等

下請かけこみ寺



[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0011.html)を御覧ください。



認証番号【018】

認証年月日 平成20年7月28日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般財団法人ソフトウェア情報センター

住所

〒105-0003 東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル

名称

ソフトウェア紛争解決センター

TEL: 03-3437-3071 E-mail: kaiketsu@softic.or.jp

URL: https://www.softic.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

ソフトウェアに関連する紛争

- ~ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等
- ~ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般
- ~ 全国対応可能(御相談に応じてWeb会議システム等を利用した対応も検討します。)

アピールポイント

- ・ あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
- ・当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。
- ・案件にもよりますが、3か月~6か月の間に解決を目指します。

于釵料	
申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額(税別)
期日手数料	1当事者11万円/回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額(税別)
その他	必要に応じて掛かった費用の実費
実施方法	
実施日時	月~金/9時30分から16時30分(ただし、12時から13時を除く)
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則
解決までの標準期間	3か月~6か月を目標
オンラインによる申込み	書類の提出が必要(正式申立て時)(事前相談等はオンラインで可能)
オンライン調停	Web会議システムを利用可能(期日等)

|解決事例・相談事例等

【解決事例】

工业业

〇 システム開発で納期までに納品されないため、その損害賠償を求めたケース。あっせん案では、一旦、当該開発契約を解除した上で新たな納期を定め、引き続き相手方ベンダーが完成に向けて開発を行うこととし、そのために必要な条件を定めるという解決が示され合意されました。

○ 長年使っていたシステムの新システム移行時に不具合が見つかり、当該不具合により払う必要のない税金を払わされたとして、ユーザがベンダーに対し既払いの税金分の損害賠償を求めたケースで、争点は消滅時効との関係で不法行為の起算点をどう考えるかの問題でした。両当事者は決定的な紛争は避けたいと考えていたことから、あっせん人が法的見解を踏まえた適正額の見解を両当事者に示して合意されました

その他特記事項等

当センターでは、「和解あっせん手続」(中立の第三者[あっせん人]が、当事者の紛争解決のための自主的な合意形成を支援する手続)のほか、「仲裁手続」(中立の第三者[仲裁人]が裁判所に代わって確定判決と同一の効力を持つ「仲裁判断」を示す手続)、「中立評価手続」(中立の第三者[中立評価人]が、技術的な事項や法律的な問題等についての判断(評価)又は解決案の提示を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに中立評価書の作成を目指す)、「単独判定手続」(単独の申立人が申し立てた申立事項に関し中立の第三者[単独判定人]が判定を行う手続で、原則、申立てから3か月のうちに単独判定書の作成を目指す)を提供しています。紛争事案に応じて最適と考えられる手続を御案内しますので、お気軽に御相談ください。

•詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0018.html)を御覧ください。



認証番号【003】 認証年月日 平成19年9月21日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般財団法人 家電製品協会

住所

東京都千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル5階

名称

家電製品PLセンター

TEL: 0120-551-110(フリーダイヤル)

E-mail: Webサイトにて受付 URL: www.aeha.or.jp/plc/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争(据付工事等に起因する事故の紛争は除く) ※全国対応可能

アピールポイント

当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一 般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。 (1)中立・公正

客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。

(2)迅速な対応

裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。

(3)相談・斡旋は無料

「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円

手数料	
申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」:無料 「裁定手続」:10,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担
実施方法	
実施日時	平日9:30~17:00/土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く
手続実施者の構成	斡旋:カウンセラーまたは顧問弁護士 裁定:弁護士等3~5名
解決までの標準期間	斡旋:約4か月 裁定:約6か月
オンラインによる申込み	-
オンライン調停	-

解決事例:相談事例等

【解決事例】

- ・家電製品からの発火による、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決
- ・家電製品による負傷事故の補償に関する紛争の解決
- ・家電製品からの水漏れによる、家屋・家財の損害補償に関する紛争の解決

その他特記事項等



家電製品PLセンター

Webサイトはこちら (テ https://ww.aeha.or.jp/plc/



家電製品による事故や 品質・安全性等のご相談は フリーダイヤル ここー番 は 110番! 平日 9:30~17:00 (土・日・祝日及び当協会休日を除く)



・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0003.html)を御覧ください。



認証番号【004】 認証年月日 平成19年11月5日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

公益財団法人 自動車製造物責任相談センター

住所

東京都千代田区内幸町2丁目2番3号 日比谷国際ビル18階

名称

自動車製造物責任相談センター

TEL: 0120-028-222 E-mail: jidousha@adr.or.jp URL: http://www.adr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【消費者関係】商品の欠陥に関する紛争

(自動車、バイク(原動機付自転車含む)及びそれらの部品、用品) 製品の製造物責任(PL)及び品質に関わるトラブル

全国対応可能(電話を利用した和解の斡旋も可能です)

アピールポイント

- 当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
- ・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家 (和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる 審査委員会)が対応します。
- 事務所に来訪できない方のために、和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
- ・和解の斡旋は無料、審査は当事者双方から5,000円と非常に低廉安価です。
- 相談受付 月~金曜日(除く祝日・年末年始) 10:30-12:00 13:00-16:00

手数料	
申請手数料	和解の斡旋:なし 審査:申立人、相手方の双方から5,000円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
実施日時	和解の斡旋:平日14時~ 審査:平日18時~(日時は指定します)
手続実施者の構成	和解の斡旋:弁護士 審査:弁護士、法学者、工学者等6名
解決までの標準期間	和解の斡旋:約2か月 審査:約5か月(申立から和解書締結まで)
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	電話・web会議システムなどを利用した和解の斡旋・審査

解決事例 · 相談事例等

- ・車の不具合が原因で発生した事故による、生命・身体や、車以外の財産(第三者の財産を含む)の損害補償に関する紛争の解決
- ・車の品質や不具合での、メーカー・販売会社等と修理費用負担などに関する紛争の解決。

その他特記事項等

公益財団法人

◎自動車製造物責任相談センター

まずはお気軽に お歌話ください **Ⅲ0120-028-222**

▶より詳しい情報はホームページで http://www.adr.or.jp/



[•]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0004.html)を御覧ください。



認証番号【032】 認証年月日 平成21年6月19日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 特定非営利活動法人留学協会

住所 東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号 MOビル201

名称

留学トラブル解決機関

TEL: (03)5282-8600 E-mail: adr@ryugakukyokai.or.jp

URL: http://www.ryugakukyokai.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

○留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争(外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。)

アピールポイント

近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。

また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう 活動を進めていきます。

手数料	
申請手数料	11,000円(税込み)
期日手数料	5,500円(税込み)を協会の事務局にそれぞれ納付していただきます
成立手数料	50万円以下5万円 50万円を超え300万円以下の場合 経済的利益額の10%の額の1.10に相当する額 300万円を超える場合 30万円+紛争の価額から300万円を超える額を引いた額の2%の額の1.10に 相当する額
その他	
実施方法	
実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする (正午から午後1時を除く)。
手続実施者の構成	調停人 2名 海外留学アドバイザー、弁護士
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能
解決事例•相談事	事例等

日本人留学生と留学業者との返金トラブル

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会ホームページや欄外URLを御覧ください。

[•]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0032.html)を御覧ください。



認証番号【162】

認証年月日 平成31年3月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人事業再生実務家協会

住所

東京都港区虎ノ門3丁目8番25号 近鉄虎ノ門ビル10階

名称

事業再生実務家協会 事業再生ADR事業本部

TEL: 03-6402-3870 E-mail: adr@turnaround.jp

URL: https://turnaround.jp/adr/index.php

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】事業再生に関する紛争

【対応地域】 日本国内すべて

アピールポイント

優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健常な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裡に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。

手数料	
審査料	一律 500,000円(税別)
業務委託金	2,000,000円~(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
業務委託中間金	2,000,000円~(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
報酬金	4,000,000円~(税別/案件の規模等により変わります。詳しくはご相談下さい。)
実施方法	
実施日時	原則、月~金/10:00~12:00、13:00~17:00 (祝日を除く)。
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士により構成。手続実施者登録弁護士36名、同登録公認会計士は13名。
解決までの標準期間	平均4~5か月
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出。
オンライン調停	債権者会議へのオンライン参加も可能。

解決事例 · 相談事例等

【主な原因】

- ・世界経済、少子高齢化などの影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例。
- ・ 先細る収益事業の改善に着手せず、 金融機関からの融資を受けるために、 不正会計を行っていたことが発覚、 実態は債務超過であった事例など。

【解決策】

事業再生ADR手続に入り、債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた(解決事例より)など。

その他特記事項等

事業再生ADRは秘密裏に行うため、東証開示規程による上場企業のADR手続のみが報道されるため当会手続は大企業型と言われておりますが、売上高5~6億円から上限なし、未上場、上場企業、などフレキシブルに対応ができます。準則型で第三者による衡平性、公正性、透明性を保持する手続には、信用をいただき、これまで275社が手続を利用しております。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0162.html)を御覧ください。



認証番号【113】

認証年月日 平成24年4月17日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人日本企業再建研究会

住所

東京都港区西新橋一丁目5番11号 第11東洋海事ビル9階

名称

事業承継ADRセンター

TEL: 03-3591-7381 E-mail: info@kigyosaiken.or.jp URL: http://www.kigyosaiken.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争

全国の紛争を取扱い可能

アピールポイント

- ・当会は、日本経済の中枢を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、 50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。
- 当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。
- 複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を 結集し、解決を目指していきます。

手数料	
申請手数料	1万6,500円(消費税込)
期日手数料	49万5,000円(消費税込) ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日まで/午前9時から午後5時(祝祭日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名、公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則
解決までの標準期間	約6か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例•相談事例等

【想定事例】

- ・相続などの類型(タテ承継)
- 中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者(株主や従業員など)との 間の紛争
- ・M&Aや事業譲渡などの類型(ヨコ承継)
 - 中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の取締役(株主)間の紛争

その他特記事項等

- ・申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申し立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応しています。
- ・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。
- ・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立ての御連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。

まずは御相談ください。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0113.html)を御覧ください。



認証番号【056】

認証年月日 平成22年1月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

住所

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

名称

証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

TEL: 0120-64-5005

E-mail:

URL: https://www.finmac.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。 【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)

アピールポイント

- ・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として金融庁から指定を受けています。
- 専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。
- ・あっせん(紛争解決のための話合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士(あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。
- •相談、苦情は電話等で無料でお受けします。
- ・お受けした相談、苦情およびあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。

手数料	
申請手数料	損害賠償金額に応じて税込2,090円~52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)
実施方法	
実施日時	月曜日~金曜日 午前9時~午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日~1月3日を除く。)
手続実施者の構成	弁護士1名
解決までの標準期間	4か月以内(ただし事案による)
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能
オンライン調停	_

解決事例 · 相談事例等

- ・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。
- ・証券会社から株式の取引報告書が届いた。証券会社の担当者と株式の銘柄について相談はしたが買った覚えはない。担当者が勝手に買ったものと思われる。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。

その他特記事項等

- ・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryo/index_03/)
- ・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひ御覧ください。(https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi)
- ・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0056.html)を御覧ください。



認証番号【057】

認証年月日 平成22年1月26日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人日本共済協会

住所

東京都新宿区新宿五丁目5番3号 建成新宿ビル6階

名称

日本共済協会共済相談所

TEL: 03-5368-5757

E-mail:

URL: https://www.jcia.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【対象分野】

(金融・保険関係)共済契約に関する紛争

(1)~(8)いずれかの団体(その会員団体を含む。)との間で締結した共済契約に関する紛争。

ただし、当事者間において苦情段階で解決した場合及び審査委員会が事実認定が著しく困難である等、裁定を行うに適当でないと認めた場合は除きます。

- (1) 全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)
- (2) 全国労働者共済生活協同組合連合会(こくみん共済 coop)
- (3) 日本コープ共済生活協同組合連合会(コープ共済連)
- (4) 全国大学生協共済生活協同組合連合会(大学生協共済連)
- (5) 全国共済水産業協同組合連合会(JF共水連)
- (6) 全日本火災共済協同組合連合会(日火連)
- (7) 全国トラック交通共済協同組合連合会(交協連)
- (8) 全国自動車共済協同組合連合会(全自共)

【対応可能地域】

全国の紛争を取り扱い可能。ただし、審議等の対応は事業者の事務所(東京都)において行います。

アピールポイント

〇中立・公正な立場で対応します。契約関係者と会員団体との間で共済に関するトラブルが起きた際に、紛争解決支援手続を行う審議会には弁護士や消費生活専門相談員など、中立・公正な第三者を選任します。

〇苦情解決手続や紛争解決支援手続にかかる費用は無料です。(ただし、審議の場に当事者が出席いただく場合の 交通費、書類のコピー費用、書類の郵送料及び電話代等の実費は当事者各自の負担とさせていただきます。)

〇裁定申立てがされた場合、会員団体には、原則として裁定手続への参加を応諾する義務及び審議結果について尊重しなければならない義務が課せられています。

手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は自己負担いただきます。
実施方法	
実施日時	月~金/午前9時~午後5時(祝祭日及び12月29日から1月3日までを除きます。)
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員(うち1名以上を弁護士とします。)
解決までの標準期間	原則4か月間
オンラインによる申込み	ー(利用できません。)
オンライン調停	ー(利用できません。)

解決事例•相談事例等

共済契約の成立や各種共済金(死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等)の支払等、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関するトラブル

【解決事例】

入院共済金を請求したが、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあったもの。審議会は、全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当する、と判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。

その他特記事項等

※自動車共済・自賠責共済の賠償案件については、専門紛争処理機関の対象案件のため、取り扱いません。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0057.html)を御覧ください。



認証番号【170】 認証年月日 令和3年5月17日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

住所

東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F

名称

コンビニエンスストア相談センター

TEL: 代表: (03)5777-8701 相談受付: (03)6402-3155

E-mail: soudan@jfa-fc.or.jp URL: https://www.jfa-fc.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争(日本国内限定)。

アピールポイント

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の 見込みがある場合に調停手続きを御案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の 仲介をサポートし、原則的に1~3回以内での解決を目指します。

手数料	
申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円(第2回目以降)
成立手数料	55,000円
その他	
実施方法	
実施日時	月曜日・木曜日 13:00~17:00(祝日及び年末年始等は除く)
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人を選任
解決までの標準期間	約2か月~6か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	当センターが認める場合のみ可
	E In I Me

解決事例•相談事例等

特記事項なし

その他特記事項等

その他詳細な情報は、欄外URLを御覧ください。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0170.html)を御覧ください。



認証番号【076】

認証年月日 平成22年8月25日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

住所 東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAXTTビル9階

8時 不動産鑑定士調停センター

TEL: 03 - 3434 - 2304

E-mail: adr@fudousan-kanteishi.or.jp

URL: https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/

|取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争

- ・地代及び家賃の値上げ、値下げトラブル
- ・借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更の価格トラブル
- ・借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料のトラブル
- ・担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
- 土地や建物に関するトラブル
- ・遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能(オンライン調停又は手続実施者が出張いたします)

アピールポイント

- ・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士の協力を得て解決を目指します。
- 遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争解決の実績があります。
- 遺産相続に伴う紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください

手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	33,000円(税込)
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%+130,000円(税別)
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。
実施方法	
実施日時	月~金/午前9時~午後5時
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	可
オンライン調停	可

解決事例 · 相談事例等

【解決事例】

不動産の相続に伴うトラブル地代のトラブル

その他特記事項等

事前相談は無料です。まずは、メール、お電話にて御連絡ください。





[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0076.html)を御覧ください。



認証番号【151】

認証年月日 平成29年3月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人日本不動産仲裁機構

住所

東京都中央区日本橋堀留町1-11-5 日本橋吉泉ビル2F

名称

日本不動産仲裁機構ADRセンター

TEL: 03-3524-8013 E-mail: info@iha-adr.org URL: http://jha-adr.org/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争 全国対応可能(手続実施者が出張、またはWEB会議で手続を実施します)

アピールポイント

- ・不動産の取引・管理・施工・相続等に関する様々な分野ごとの専門家団体(住宅建築、インスペク ション、敷金、シックハウス、住宅ローン、競売、民泊、太陽光発電、相続診断等)の協力を得て、当 事者に最適な解決を目指しています。
- ・全国どこの問題でも、当事者が希望する場所やWEB会議などによる方法で手続を実施できます。
- ・当事者同士が直接対面しなくても、交互の電話等により手続きを進めることもできます。
- ・申立てに対して相手方が応じない場合には、申立手数料の半額が返還されます。

手数料		
申請手数料	11,000円(税込)	
期日手数料	1期日あたり11,000円(原則として、当事者双方が半額ずつ負担)(税込)	
成立手数料	手数料は解決額により異なります。詳細は欄外のURLを御参照ください。 原則として、当事者双方が半額ずつ負担していただきます。	
その他	手続実施者出張の場合は出張費用	
実施方法		
実施日時	月~金/午前10時~午後5時(祝祭日・年末年始休業日を除く)	
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任	
解決までの標準期間	約3か月	
オンラインによる申込み	可能 https://jha-adr.org/consultation/adr.html	
オンライン調停	Web会議システムなどを利用した調停が可能	

解決事例:相談事例等

【解決事例】

- ・不動産の売買契約の解除に関するトラブルについて、売主である不動産業者と買主である消費者の 間で和解が成立し、目的不動産の返還と代金の一部返還という形で利用者の意向に沿った解決がな された。
- ・戸建物件のベランダ防水工事に関するトラブルで、当事者一方の費用負担による修繕工事がなされ ることで和解した。

その他特記事項等

- ●当機構に寄せられるトラブルのご相談事例
- ・売買契約における瑕疵の発覚 ・競落物件の占有者退去について
- 住宅ローン関するトラブル

- ・サブリースに関連する契約トラブル
- リフォームに関するトラブル
- 住宅施工に関するトラブル

- 騒音などによる隣人トラブル
- 民泊に関するトラブル
- ・太陽光発電機器について

- 家賃滞納のトラブル
- ・家賃等の増減額交渉について ・相続不動産に関する問題

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0151.html)を御覧ください。



認証番号【157】

認証年月日 平成30年8月24日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 住所

一般社団法人日本マンション管理士会連合会東京都文京区春日2-13-1芳文堂ビル4階

名称

マンション紛争解決センター®

TEL: 03-5801-0869
E-mail: adr-info@nikkanren.org
URL: https://www.nikkanren.org

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

・紛争の分野:マンション管理に関する紛争

•対応可能地域:全国対応可能(手続実施者が出張します。)

アピールポイント

- ① 国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士で、かつセンター主催の講習会を受講及び試験に合格した者(以下、「ADR実施者」という。)が紛争解決に当たります。
- ② 紛争当事者のご希望があれば、センターの調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。
- ③ 日本マンション管理士会連合会西日本分室(大阪市)に調停室を設置しました。
- ④ 申込後、紛争の相手が応諾しなければ、申込手数料の半額から 振込手数料を差し引いた額を返還いたします。

手数料	
申請手数料	33,000円(税込、マンションADR®の申込者のみ)
期日手数料	当事者各々より1期日毎につき5,500円(税込)
成立手数料	成立費用として、当事者から合計11,000円(税込)。按分は当事者協議。
その他	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。出張費用必要
実施方法	
実施日時	当事者と手続実施者の話合いで決定します。
手続実施者の構成	当面、マンション管理士2名を原則とします。
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。
オンラインによる申込み	可能です。
オンライン調停	実施について検討
	t /ts/ /de

解決事例•相談事例等

- ・管理費滞納、ペット、騒音、建替え等の合意形成、管理会社、理事会と区分所有者の関係、工事請負に関するもの等マンション管理・運営関連のトラブル
- ・専用使用権のある開口部の修繕費の負担のトラブル
- ・漏水事故の補償をめぐるトラブル

その他特記事項等

- 当センターは対話促進型同席調停方式を採用し、以下の点を配慮して紛争解決を目指しています。
- ①「紛争解決後も紛争当事者はマンションで共に暮らしていく」ことを考慮しています。
- ②手続実施者が「説得」して解決するのではなく、紛争当事者自身によって「今後のマンション暮らし」を「創造」し「納得」した解決策を考えることができるようにします。
- ③手続実施者の役目は当事者の話合いの場の創設に関与し、話合いを促進・支援することです。
- ④申込者には申込から期日まで手続についてADR実施者名簿登載者が助言対応いたします。
- ・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0157.html)を御覧ください。



認証番号【153】

認証年月日 平成29年12月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

小泉 道子

住所

東京都千代田区霞が関3丁目6-14 三久ビル504

名称

家族のためのADRセンター

TEL: 03-6883-6177
E-mail: info@adr-family.com
URL: https://adr-family.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】

①夫婦関係等の関する紛争(離婚など) ②相続 ③親族間のもめごと

【対応可能地域】

全国(zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応)

アピールポイント

- 平日夜間や土曜日も利用可
- *zoomを利用してのオンライン調停が可能
- 家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供
- •早期解決
- ・取扱件数多数(親族関係調停取扱件数全国トップクラス)
- ・成立時の成功報酬なし
- -ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供

手数料	
申請手数料	11,000円(税込)
期日手数料	11,000円(税込、双方)
成立手数料	無料
その他	-
実施方法	
実施日時	月曜から土曜の午前9時から午後8時
手続実施者の構成	弁護士、家庭裁判所調査官及び家事調停委員経験者
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	メールによる申込可能
オンライン調停	zoomによるオンライン調停可能

解決事例•相談事例等

<夫婦関係>

- ・修復に向けての話合いや婚姻費用・面会交流といった別居条件に関する話合いもサポートします。
- ・DVで住所を秘匿したい、同じ場所に行けないという場合はzoomを利用した調停も可能です。
- ・夫婦だけでは離婚条件が決められない、そんな場合のアドバイスもいたします。
- ・生前贈与の有無・寄与分の有無・遺産の分け方等で争いがある場合の遺産分割協議が可能です。

その他特記事項等



離婚や相続を始めとする御家族間の問題は、法律の問題と気持ちの問題が複雑に入りまじっています。当センターでは、心理と法律に詳しい専門家が公平中立な立場でお話合いを仲介いたします。

まずは、おひとりで悩まず、相談にいらしてください。 早期解決・穏やかな解決を目指してサポートいたします。





認証番号【166】 認証年月日 令和元年9月9日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

水田 耕二

住所

福岡県筑紫野市二日市北2丁目3番3-205号

名称

離婚と相続のADRセンター

TEL: 092-921-9480

E-mail: info@seminar-fukuoka.com

URL: https://www.seminar-fukuoka.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

○相続に関する紛争 ○親族間の感情的対立や親などの財産の管理に関する紛争 ○婚姻 関係の維持又は解消(養育費、財産分与や婚姻費用等の経済的紛争を含む)に関する紛争 及び子の監護(監護者の指定、子の引き渡し、親権者の指定及び面会交流)に関する紛争(い ずれも全国対応可)

アピールポイント

- ●私たちは離婚と相続のトータルサポートを目指します。
- ●離婚、婚姻費用、養育費、財産分与などは家族問題のスペシャリストが対応します。
- ●遺産分割のトラブルは、相続を熟知した調停者が遺産分割協議書作成までお手伝いします。
- ●センターは、平日夜間や土、日曜日も利用可。
- ●遠方の当事者にはZoomを利用しての調停を行うことができます。
- ●成立時の成功報酬は無く利用者の負担を少なくしています。
- ●離婚合意書を公正証書で作成するサポートを提供しています。

手数料	
申請手数料	11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
期日手数料	各回11,000円(申立人及び相手方双方が支払う)(税込)
成立手数料	離婚関係は不要 遺産分割の成立報酬は遺産額に応じて計算(事前見積可)
その他	不要
実施方法	
実施日時	月曜から土曜 午前9時から午後8時
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官及び家事調停経験者並びに弁護士
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	Zoom利用により可能

解決事例:相談事例等

〈夫婦の離婚問題〉

- ・ADR調停の前にカウンセリング型相談を行い、夫婦間の修復サポートに力を入れています。
- ・モラハラ等で対面調停をさけたい方には、Zoomを利用したサービスを始めました。
- ・離婚合意書をより確かなものにするため離婚公正証書の作成もお手伝いしています。
 〈遺産分割の争い〉
- ・相続で遺産の分け方に争いのある方は遺産分割協議書の作成までサポートしています。

その他特記事項等



夫婦関係がうまくいかず、離婚や別居の悩みを抱えている方へ。私たちは、御相談されるお一人お一人の問題にしっかりと寄り添い、円満でスピード感をもって、解決のお手伝いをいたします。夫婦関係の修復から、離婚協議書の作成までよりよい解決と再スタートを全力でサポートします。また、兄弟や親族間で相続の遺産分割協議書の作成でお悩みの方

•詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0166.html)を御覧ください。

もサポートしております。お気軽に御相談ください。



認証番号【167】

認証年月日 令和2年4月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

一般社団法人 びじっと・離婚と子ども問題支援センター

住所

神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号

名称

ADRくりあ

TEL: 045-263-6565
E-mail: visit.clear@gmail.com
URL: http://www.npo-visit.net

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【取扱分野】子の監護(面会交流)に関する紛争

面会実施上の問題、面会頻度や時間などの条件設定、子の成長に合わせた条件変更等 【対応地域】全国対応可能(Zoomによるオンライン調停)

アピールポイント

- ①平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)と自由度の高い期日設定が可能です。
- ②Zoomによるオンライン調停で、全国対応が可能です。
- ③面会交流支援団体が14年間の支援で獲得した知識と現場経験をいかして調停に当たります。
- ④お困りごとに関して、調停手続前に相談を受けることができます。
- ⑤相手方が応諾しない場合は申立手数料の半額を返金します。

手数料	
申請手数料	11,000円(双方) (びじっとの面会交流支援利用者は割引制度あり)
期日手数料	11,000円(双方)
成立手数料	16,500円(双方)
その他	郵便料2,000円 (任意)事前相談 3,300円~
実施方法	
実施日時	平日、土日祝日、夜間(20時開始まで)
手続実施者の構成	弁護士、面会交流支援経験者から2名構成
解決までの標準期間	3か月
オンラインによる申込み	可能
オンライン調停	可能

解決事例 · 相談事例等

- ○離婚時に取り決めたとおりに面会交流が実施されないので、状況を改善したい。
- ○離婚時に取り決めた条件見直し時期になったので、条件を見直したい。
- ○現在、支援者付添のもとで面会しているが、付添なしの面会に変更したい。
- ○現在おこなっている面会交流で発生している問題を協議し、解決したい。
- ○面会時に守るべきルールを設定・合意して、安心して面会交流をおこないたい。
- 〇子どもに障碍があるため、個別の面会計画を策定してから面会交流をおこないたい。

その他特記事項等



- ●14年に渡り培ってきた面会交流支援の専門的知識と面会現場の実務経験を十分にいかし、お子さんと、お父さん、お母さんのための面会交流開始を支援します。
- ●土日祝夜間の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態です。
- ●相手から住所秘匿したままでの調停が可能です。
- ●どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。
- ●面会交流に支援が必要な場合は、支援団体へシームレスにつなぐことが可能です。 (関東近郊の場合)
- ・詳細は、こちら(https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0167.html)を御覧ください。



認証番号【101】

認証年月日 平成23年6月29日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

札幌司法書士会

住所

北海道札幌市中央区大通西13丁目4番地 中菱ビル6F

名称

札幌司法書士会ADRセンター

TEL: 011-272-0090

E-mail: jimukyoku@sapporo-shiho.or.jp

URL: https://sapporo-shiho.or.jp/consult/adr.html

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)

~ 賃貸借関係、貸金・債務関係、不動産関係、不法行為関係を中心に法的紛争を広く扱います。

対応可能地域は要相談

アピールポイント

- パートナー司法書士による手続相談を受けることができます。
- パートナー司法書士とは、紛争解決手続を御利用いただくに当たり必要な手続についての相談や説明、センターとの連絡調整等、当事者の方に対する各種の支援を担当する者です。
- ・御希望に応じて、紛争の目的の価格が140万円以下の民事に関する紛争についての法律 相談をパートナー司法書士に依頼することができます。

手数料		
申請手数料	金3,300円(税込)	
期日手数料	各期日ごとに金11,000円(税込)。ただし、当事者の一方が欠席した状態で開催された期日につき出席当事者が金5,500円(税込)	
成立手数料	金33,000円(税込)	
その他	閲覧・謄写手数料 33円(税込)/枚、証明書の交付 1,100円(税込)	
実施方法		
実施日時	月~金/午前9時~午後5時(原則)(年末年始、祝祭日を除く。) ただし、紛争解決手続の実施期日の開催については上記以外でも開催 可能(要相談)	
手続実施者の構成	司法書士1名以上	
解決までの標準期間	3か月~6か月程度	
オンラインによる申込み	可	
オンライン調停	不可	
紹浩 車/3 担談車		

|解決事例・相談事例等

【解決事例】

- ・賃借人から大家への敷金返還を求め、実施期日にて敷金を原状回復費用と精算した事案
- ・職場の同僚に貸し付けた金銭の返還方法について話合いをした事案
- ・交際終了後に、交際中の書面を交わさずに貸し付けた金銭の返還を求めた事案
- ・共同で企画したイベントの立替金・経費について、分担割合を話合いで決めた事案 など

その他特記事項等

両当事者それぞれにパートナー司法書士を選任しての 手厚いエンパワメントが特徴です!

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0101.html)を御覧ください。



認証番号【119】

認証年月日 平成24年11月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

日本知的財産仲裁センター

住所

北海道札幌市中央区北1条西10丁目 札幌弁護士会館内

名称

日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 北海道支所

TEL: 011-251-7730

E-mail:

URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・ 当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- 調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支 所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料	
申請手数料	調停52,382円(税込)/仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)/仲裁110,000円(税込)※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)/仲裁判断書作成手数料220,000円(税込)※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例:相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/より)

- ≪1≫背景 機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の 製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。 しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属さないと主張し、話し合いは決 着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
- ≪2≫申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
- ≪3≫被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
- ≪4≫争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか否かの判断に影響を与えるか否か。
- ≪5≫結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
- ≪6≫本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例で す。訴訟で争うよりは時間、費用の点で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

•詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html)を御覧ください。



認証番号【067】

認証年月日 平成22年4月5日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

北海道社会保険労務士会

住所

札幌市中央区南4条西11丁目1293番地13 サニー南四条ビル2階

名称

社労士会労働紛争解決センター北海道

 $\mathsf{TEL} \colon 011\text{--}520\text{--}1951$

E-mail: hsr-info@hokkaido-sr.or.jp URL: http://www.hokkaido-sr.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争(解雇・退職・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) ※ 北海道のみ対応可能

アピールポイント

- ・ADR法に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決(和解の仲介)する機関です。
- ・北海道社会保険労務士会で運営している総合労働相談所では、あっせん手続申立書作成の支援を行っております。お気軽に御相談ください。

手数料	
申請手数料	無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	必要に応じて通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費等がある。
実施方法	
実施日時	毎週水曜日及び毎月第2土曜日の10:00~20:00(原則)
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名による構成(原則)
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	不可(郵送による提出は可能)
オンライン調停	可能

解決事例•相談事例等

【想定事例】

- ・身に覚えのない理由で解雇されたので、その解雇取消しを求める。
- ・上司の嫌がらせが原因で体調を崩し、退職せざるを得なくなったことに対し慰謝料を請求する。
- ・仕事について意見を述べたことに対して配置転換させられ、そのために退職せざるを得なくなったので、補償金を請求する。

その他特記事項等

- ・WEBを使用したオンラインあっせんが出来ます。遠隔地の方、また感染症対策でご利用ください。 (詳しくはお問い合わせください)
- 使用者側からの申立て実績あります。
- ・幅広く労働問題に対応しています。

[•]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0067.html)を御覧ください。



認証番号【125】

認証年月日 平成25年3月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

札幌土地家屋調査士会

住所

札幌市中央区南4条西6丁目8番地晴ればれビル

名称

さっぽろ境界問題解決センター

TEL: 011-281-8711 E-mail: sta@mbr.nifty.com URL: http://www.saccho.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

相隣関係【土地境界線】

札幌法務局若しくはその支局又は出張所の管轄する区域内の土地の土地境界線の紛争

アピールポイント

- ・境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から境界問題の調査、整理をしてお互いに納得いく方法での解決をお手伝いします。
- ・法務局の筆界特定制度で登記された土地の範囲「筆界」と所有者の権利が及ぶ範囲「所有権界」が一致しない場合の当事者間の話し合いのお手伝をいします。

手数料	
申請手数料	22,000円(消費税含む)
期日手数料	11,000円(申立人及び相手方負担)(消費税含む)
成立手数料	最低額は220,000円(消費税含む)、最高額は550,000円(消費税含む)
その他	上記の他、基本調査費用、測量・鑑定費用、旅費等、閲覧・謄写手数料等がある
実施方法	
実施日時	月~金/午前10時~午後5時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例•相談事例等

【解決事例】隣同士で現在使っている土地の界(所有権界)と公図の界(筆界)が以前から 違っていると思っていた当事者が、当センターを利用し境界鑑定測量を実施し、調停委員の 助言を参考にお互いに納得いく解決策で合意することが出来ました。その後土地家屋調査士 がお手伝いし合意内容に沿った事柄を不動産登記に反映させることも出来ました。

その他特記事項等

遠慮なく「さっぽろ境界問題解決センター」にご相談ください。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆さまのご相談に応じ、公正、迅速、円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝い致します。まずはお電話ください。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0125.html)を御覧ください。



認証年月日 平成25年5月20日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 北海道行政書士会

住所 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館

名称

行政書士会北海道ADRセンター

TEL: 011-221-1221(代表) E-mail: gyosei@mrd.biglobe.ne.jp URL: http://www.do-gyosei.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】

敷金返還等に関する紛争

~ 札幌管内の居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還・原状回復に関する紛争

外国人の職場環境等に関する紛争

~ 札幌管内の事業所に就労する外国人を当事者の一方とする、労働環境・職場環境等に関する 紛争

札幌管内の学校に就学する外国人を当事者の一方とする、教育環境等に関する紛争

アピールポイント

2年間の養成研修を終了した二人の行政書士調停人が、当事者間の対話を促進することで 紛争の背後にある動機から相互理解を図り、紛争の解決を目指します。さらに、弁護士調停 人が同席することで、当事者の法的疑問に即座に対応できる体制をとっています。

手数料	
申請手数料	5,000円(税込)
期日手数料	第1回目:5,000円(税込) 第2回目以降:調停ごとに、申込人、相手方がそれぞれ2,500円を納付
成立手数料	なし
その他	出張の場合の日当・交通費、外国語通訳人の報酬は別途請求
実施方法	
実施日時	毎週水曜日(受付業務)、毎月第1・3土曜日(調停期日)午後1時から 午後5時まで(祝日・休日・年末年始・夏季休暇は休み)
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名による3名構成を原則
解決までの標準期間	申込み受付から2か月以内
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

|解決事例・相談事例等

【解決事例】

- 賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の請求額及びその項目をめぐる紛争
- ・賃貸人の感情的な対応を契機とした戸建住宅退去に伴う原状回復費用減額をめぐる紛争
- ・確約した賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の分割払についての不履行をめぐる紛争

その他特記事項等(過去3か年の取扱件数)

4 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·3 (10 - 10	1 - 7 - 10 7 30 7 7 1 1 3			
			終	『子件数の事由』	为訳
	受理件数	修了件数	①和解成立	②相手方 の不応諾	③その他
令和2年度	1	1	0	1	0
令和元年度	5	5	2	0	3
平成30年度	3	3	2	1	0

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0126.html)を御覧ください。



認証番号【146】

認証年月日 平成28年4月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

青森県司法書士会

住所

青森県青森市長島三丁目5番16号

名称

青森県司法書士会調停センター「まる~く」

TEL: 017 - 776 - 8398

E-mail:

URL: http://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

紛争の分野

- ・【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。)対応可能地域
- ・青森県のみ対応可能

アピールポイント

- 1. 青森県内で初めて法務大臣の認証を得た裁判外紛争解決手続の民間紛争事業者です。
- 2. 裁判をするほどの紛争ではなく、紛争を話合いで解決したい方にとって最適な手続です。
- 3. 認定司法書士が公平・中立な立場で手続実施者となって当事者の聞き、話合いのお手伝いをします。
- 4. 2023年3月31日までは申込手数料、期日手数料及び合意成立手数料が無料です。
- 5. 相談が必要な場合は、青森県司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。

手数料	
申請手数料	11,000円 ただし、2023年3月31日までは無料
期日手数料	11,000円 ただし、2023年3月31日までは無料
成立手数料	33,000円 ただし、2023年3月31日までは無料
その他	上記のほか、閲覧・謄写費用、証明書発行費用等があります。
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで (祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日までの日をいう。)並びに8月13日から8月16日まで を除く)
手続実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例•相談事例等

【想定事例】

・金銭の貸し借りのトラブル、未払家賃の請求、隣地への雪の問題等

その他特記事項等



・詳細は、こちら(http://www.moi.go.ip/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0146.html)を御覧ください。



認証番号【156】

認証年月日 平成30年6月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

青森県社会保険労務士会

住所

青森県青森市本町五丁目5番6号

名称

社労士会労働紛争解決センター青森

TEL: 017-773-5179

E-mail: jimukyoku@sr-aomori.info

URL: http://www.sr-aomori.info/index.html

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争 【青森県内に申立人及び被申立人の住所(所在地)があるもの又は青森県内で発生した紛争】

アピールポイント

和解の仲介のあっせん委員は、労働問題に精通した特定社会保険労務士2名が行います。 また、事案によっては、弁護士があっせん委員に加わる場合があります。申立て費用は1件 当たり1,100円(税込)です。減免された場合はその減免された額を、申立てを不受理とする 旨の決定をした場合は全額を返還いたします。

手数料			
申請手数料	1,100円(消費税を含む)		
期日手数料	不要		
成立手数料	不要		
その他	なし		
実施方法			
実施日時	原則として、毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後5時まで		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士(事案によってはあっせん委員として指定されない場合があります。		
解決までの標準期間	申立て後おおよそ1か月		
オンラインによる申込み	対応しておりません。		
オンライン調停	対応しておりません。		
解決事例 相談事	[例等		

解決事例•相談事例等

個別労働関係紛争のみを対象(解雇・出向・配置転換に関すること、職場内でのいじめ、嫌がらせ等)として解決できます。

その他特記事項等

申立てに関する秘密が外部に漏れることは一切ありません。

[•]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0156.html)を御覧ください。



認証番号【130】

認証年月日 平成25年11月28日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

岩手県社会保険労務士会

住所

岩手県盛岡市山王町1-1

名称

社労士会労働紛争解決センター岩手

TEL: 019-651-2373 E-mail: kenkai@iwate-sr.jp URL: https://www.iwate-sr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】労働関係紛争 (解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境) 【対応可能地域】岩手県内

アピールポイント

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、 簡易、迅速に解決(和解の仲介)を目指します。

手数料	
申請手数料	3,300円 ただし、令和4年8月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	手続きに要する費用や、あっせん委員が出張した場合の旅費等が発生した場合には、実費を請求します。
実施方法	
実施日時	原則として、毎月第2金曜日及び第2土曜日午後1時~午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士又は弁護士の資格を有するあっせん員2名
解決までの標準期間	約1か月
オンラインによる申込み	HPからの申込に対応しています
オンライン調停	対応していません

解決事例•相談事例等

【解決事例】

職場内における従業員同士のトラブルに関するあっせんにおいて、一部使用者責任が認定され、円満に解決されました。

その他特記事項等

その他詳細な情報については、当会ホームページや欄外URLを御覧下さい。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0130.html)を御覧ください。



認証番号【042】

認証年月日 平成21年9月14日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

宮城県司法書士会

住所

宫城県仙台市青葉区春日町8番1号

名称

宮城県司法書士会調停センター

TEL: 022-263-6755 E-mail: slmyg@miyashikai.jp URL: https://miyashikai.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限ります。)

~ 賃貸借関係、労使関係、相隣関係、商品・サービスの販売関係を中心に法的紛争を 広く扱います。

※ 宮城県のみ対応可能です。

アピールポイント

大家と賃借人との間の賃貸借トラブルや、知り合いとの間の金銭貸借など、トラブルの相手方との人間関係を壊すことなく問題解決を図りたい場合などに御利用いただけると幸いです。

調停の実施日時は、原則下記のとおりですが、センターと当事者の合意により、それ以外の日時にも行うことができます。

ぜひお気軽に御相談ください。

手数料			
申請手数料	11,000円(税込)		
期日手数料	11,000円(税込)		
成立手数料	33,000円(税込)		
その他	閲覧 550円(税込)/1回 、 謄写 22円(税込)/1枚 、 証明書発行 550円(税込)/1通		
実施方法			
実施日時	当事者・手続実施者間の日程を調整の上、適宜実施(原則、平日午前10時から午後5時)		
手続実施者の構成	司法書士2名の構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	不可		

解決事例•相談事例等

【解決事例】

- ・賃貸物件引渡しに伴う敷金精算トラブル
- ・外構工事に関する依頼主と業者間のトラブル

【想定事例】

・知人間の金銭の貸し借りについてのトラブル

その他特記事項等

宮城県司法書士会調停センターの調停では、裁判で白黒の決着をつけるのとは違い、当事者(御利用いただく皆様)による合意の積み重ねによって、自由な解決方法を模索し創り出すことができます。 紛争解決の主役はあくまでも当事者の方々です。

もめ事の渦の中に巻き込まれていると、感情的になりお互い話している事柄がかみ合わなくなっていることがしばしば起こります。調停人である司法書士は中立・公正・公平な立場から会話を促進し、「話合い」がきちんと行えるように場を支えるためのトレーニングを積んでいます。私たち司法書士が本当の意味での「話合い」を行える場を提供します。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0042.html)を御覧ください。



認証番号【119】

認証年月日 平成24年11月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

日本知的財産仲裁センター

住所

宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18 仙台弁護士会館内

名称

日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 東北支所

TEL: 022-223-1005

E-mail:

URL: https://www.ip-adr.gr.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争(特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般)

アピールポイント

- ・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
- ・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
- ・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支 所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料	
申請手数料	調停52,382円(税込)/仲裁110,000円(税込) ※申請人のみ負担
期日手数料	調停52,382円(税込)/仲裁110,000円(税込)※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料157,143円(税込)/仲裁判断書作成手数料220,000円(税込)※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費
実施方法	
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで 午後1時から午後4時まで 北海道支所のみ午前9時から午後4時まで/中国支所のみ火曜休業
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成
解決までの標準期間	約6か月
オンラインによる申込み	オンラインによるお申込みはできません。
オンライン調停	可能です。

解決事例•相談事例等

【解決事例】事例5:特許権侵害事件(https://www.ip-adr.gr.jp/case/より)

- ≪1≫背景機構に特徴を有する製品について特許権を有するX社は、Y社に対し、その製品の製造販売はX社の特許権侵害であるとしてその製造販売の差止めと損害の賠償を求めた。しかし、Y社はその製品がX社の特許発明の技術的範囲に属さないと主張し、話し合いは決着しなかった。そこで、X社は調停を申し立てた。
- ≪2≫申立の趣旨 Y社に、X社の特許権を侵害する製品の製造販売の中止と、過去の実施について適正な実施料の支払を求める。
- ≪3≫被申立人の主張 Y社は、X社の特許発明を実施しておらず、その特許権を侵害するものではない。
- ≪4≫争点 特許請求の範囲の製造方法による物の特定は、Y社製品が技術的範囲に属するか 否かの判断に影響を与えるか否か。
- ≪5≫結論 相互に譲歩することにより円満な解決が得られた。
- ≪6≫本事例の特徴 調停人の判断が双方に尊重され、双方の譲歩により事件が解決された例です。訴訟で争うよりは時間、費用の点で利益があったものと思われる。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当センターホームページや欄外URLを御覧ください。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0119.html)を御覧ください。



認証番号【075】 認証年月日 平成22年8月13日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

宮城県社会保険労務士会

住所

宮城県仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F

名称

社労士会労働紛争解決センター宮城

TEL: 022-223-0573

E-mail: m-sharo@alto.ocn.ne.jp

URL: https://www.sharo-miyagi.com/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働】労働関係紛争

- ◎労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争
- ◎事業所の所在地が宮城県のみ対応可能

アピールポイント

- ① 労務管理の専門家である社会保険労務士が、その知見を活かして、労使間の「解雇」「賃金不払い」「ハラスメント」などの個別労働紛争を解決(和解)します。
- ② 当事者同士が顔を合わせることのないよう、個別にあっせん案を提示して解決に導きますので、安心できます。
- ③ 事前に紛争内容をお聞きしながら、相談やあっせんの申し立て手続などをお手伝いするため「総合労働相談室」(毎週水曜日13時~17時、要予約)を開いております。
- ④ あっせんは、原則として毎週木曜日と第2土曜日に行いますが、当事者の御希望を伺いながら行っております。

手数料	
申請手数料	11,000円(消費税含む) ただし、令和5年7月1日までは無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし
実施方法	
実施日時	木曜、第2土曜/10時~20時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士(事案による)
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	かし

解決事例 · 相談事例等

【解決事例】

オンライン調停

- ・退職金に関するトラブル
- 賃金に関するトラブル

【相談事例】

・パワーハラスメント

その他特記事項等

現在、申請手数料は無料です。

裁判は、多くの時間と費用が掛かり、原則「公開」で行われますが、当機関では、原則1回のあっせん(非公開)で迅速に解決できます。

JR仙台駅から10分ほどの交通利便な場所で、御利用しやすい環境にあります。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0075.html)を御覧ください。



認証番号【064】

認証年月日 平成22年3月23日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

宮城県土地家屋調査士会

住所

宮城県仙台市青葉区二日町18番3号

名称

みやぎ境界紛争解決支援センター

TEL: 022-225-3804

E-mail: adr@miyagi-chousashi.jp

URL: https://www.miyagi-chousashi.jp/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

対応可能地域は原則として、対象物件の所在地が宮城県内であること

アピールポイント

- ・土地家屋調査士と弁護士が調停委員になっているので、実情に合った公平で柔軟な解決が可能です。
- ・調停に当たり、当事者の合意形成をサポートし、和解後の紛争防止の為、登記手続や境界 杭の埋設も可能な和解契約書の作成を目指します。
- 筆界特定された筆界点に境界標を設置するための簡易調停を行うことができます。

手数料	
申請手数料	調停申立費用20,000円(税込)
期日手数料	期日ごとに20,000円(税込) ※原則当事者間で折半
成立手数料	期日3回までに成立した場合160,000円(税別) ※原則当事者間で折半
その他	必要に応じて調査費用30,000円(原則一律、税込) ※鑑定費用は随時見積
実施方法	
実施日時	月~金(祝日を除く)/午前10時~午後4時
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	否
オンライン調停	否

解決事例 · 相談事例等

【解決事例】

筆界、所有権界及びそれに付随するトラブル。

その他特記事項等

毎月第3木曜日に無料相談会を実施しております。

土地家屋調査士が対応し、問題を解決するための方向性を一緒に考えていきます。 どうぞお気軽にご利用ください。

完全予約制・相談時間各回30分

毎月第3木曜日 ①13時30分~ ②14時30分~ ③15時30分~

予約電話番号 022-225-3961 (受付 午前10時~午後4時) ※前週金曜日予約締切

•詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0064.html)を御覧ください。



認証番号【147】 認証年月日 平成28年4月5日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 宮城県行政書士会

住所 仙台市青葉区国分町3丁目3番5号

名称「行政書士ADRセンター宮城

TEL: 022-797-9701

E-mail:

URL: https://miyagi-gyosei.or.jp/adr/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- ・自転車事故に関する紛争(宮城県内において発生した自転車事故)
- ・敷金返還等に関する紛争(宮城県内に所在する居住用賃貸借建物)

アピールポイント

- 平日だけでなく、土曜日も相談の受付をしています。
- ・トラブルの当事者にとって、お互いに納得のいく解決を支援します。
- ・遠方の方には、出張での相談等の対応も可能です。
- 市県民税非課税世帯等の方、学生の方には申込手数料の減免制度があります。

手数料	
申請手数料	3,000円(税込)、市県民税非課税世帯等・学生の減免制度あり
期日手数料	4,000円(税込)
成立手数料	なし
その他	上記のほか、交通費、宿泊費、資料のコピー代
実施方法	
実施日時	月曜日~土曜日の午前10時~午後4時(祝日、年末年始、夏季休暇を除きます。)
手続実施者の構成	ADRセンターが実施する調停人候補者養成研修を修了した行政書士、弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

|解決事例・相談事例等|

【解決した事例】

・賃貸住宅の明け渡しに伴う原状回復費用のトラブルについて、それぞれが負担する分について対立が あったものの、当センターにおける調停において、話し合いをもって解決することができた。

その他特記事項等

当センターでは、敷金返還等に関するトラブル、自転車事故に関するトラブルを取り扱っていますが、それに当てはまらないトラブルについても適切な機関を紹介していますので、トラブルにお悩みの際はお問い合わせください。

相手方への連絡の際は、お手紙などを通じて当センターの概要、趣旨などについて丁寧に説明し、話合いに応じてもらえるように努めています。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0147.html)を御覧ください。



認証番号【128】

認証年月日 平成25年10月4日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

秋田県司法書士会

住所

秋田県秋田市山王六丁目3番4号

名称

秋田県司法書士会調停センター

TEL: 018-824-0187

E-mail:

URL: http://www.akita-shiho.or.jp/

|取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限る。) (司法書司法第3条第1項第7号に規定する紛争) ※秋田県のみ対応可能

アピールポイント

- 1. 御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
- 2. 相談が必要な場合は、秋田県司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。

手数料	
申請手数料	10,000円(税込価格11,000円)
期日手数料	10,000円(税込価格11,000円)
成立手数料	20,000円(税込価格22,000円)
その他	上記の他、実費(郵便料金)、閲覧手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月~金(祝日除く)午前9時~午後5時
手続実施者の構成	司法書士2名以内
解決までの標準期間	約3か月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

解決事例•相談事例等

【解決事例】

・小作している農地の返還と小作料の支払いを約束し合意した。

その他特記事項等

その他詳細な情報は、当会のホームページや欄外URLを御覧ください。

•詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0128.html)を御覧ください。



認証番号【093】

認証年月日 平成23年3月23日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

秋田県社会保険労務士会

住所

秋田県秋田市大町3-2-44 大町ビル3階

名称

社労士会労働紛争解決センター秋田

TEL: 018-853-9061 E-mail: akita@akita-sr.or.jp URL: https://akita-sr.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【 労 働 関 係】:個別労働関係紛争

(賃金・解雇・労使関係一般・職場内でのトラブルなど、個々の労働者と

事業主との間の紛争が対象となります)

【対応可能地域】:秋田県のみ対応可能

(秋田県内で就労されている(いた)方又は事業主を想定しています)

アピールポイント

・2023年3月31日まで申立手数料が無料です。

- 社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かし解決を目指します。
- ・被申立人があっせんに応じたものについては、ほとんどが和解に至っております。

手数料	
申請手数料	無料(2023年3月31日まで)
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	無料
実施方法	
実施日時	月~金/午前9時~5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士 2名、弁護士 1名
解決までの標準期間	約2か月
オンラインによる申込み	秋田県社会保険労務士会のHP → コンテンツ「総合労働相談所」の 申し込みフォームをご利用下さい
オンライン調停	不可

解決事例:相談事例等

【解決事例】

- ・降給について異議があったため給与の再考について申立て。希望した従前額へ戻すことを約束し、 未払分全額を支払うことで合意。
- ・会社側が労働時間の把握を怠っていたが、申立人が毎日の勤務時間を完全にメモしていたため、請求のほぼ満額を会社側が支払うことで合意。

その他特記事項等

- ・お互いが同席することはありませんので、あっせん委員はそれぞれの主張をしっかりと伺うことができます。手続は非公開ですのでプライバシーは守られます。
- ・解決にあたってはお互いの歩み寄りが最も重要となることから、申し立てられた内容についてあっせん委員の社会保険労務士がその知見と経験を活かして担当弁護士と労働各法や判例などを踏まえて、中立な立場で解決に向けた和解案を提示します。
- ・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0093.html)を御覧ください。



認証番号【160】

認証年月日 平成31年1月24日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

秋田県土地家屋調査士会

住所

秋田県秋田市山王六丁目1番13号

名称

秋田境界ADR相談室

TEL: 018-896-1220

E-mail:

URL: http://www.akita-chousashi.org/

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

(秋田県に所在する土地に係る境界紛争を対象とする。)

アピールポイント

- ・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
- ・申立ての前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談に当たります。
- ・開催場所や時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。
- 受付面談については、無料で行っています。

手数料	
申請手数料	不要
期日手数料	27,500円 1回目申立人負担、2回目以降は原則当事者が均等に負担。
成立手数料	220,000円 負担割合は、当該当事者の意見を聴いて調停員会が定める。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、現地調査、閲覧・謄写費用がある。
実施方法	
実施日時	月~金曜日/午前10時~午後4時30分(祝祭日・年末年始等を除く)
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名
解決までの標準期間	約3~5か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例•相談事例等

【解決事例】

筆界、所有権界及びそれに付随するトラブル。

その他特記事項等

相手方が話し合いに応じない場合には、手数料は返還します。

・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0160.html)を御覧ください。



認証番号【133】

認証年月日 平成27年1月5日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名 山形県司法書士会

住所 山形市小白川町一丁目16番26号

8時 山形県司法書士会調停センター「ハーモニー」

TEL: 023-623-7054

E-mail: ys-office@yamagata-shiho.jp URL: https://www.yamagata-shiho.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争

(司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争)

※ 山形県のみ対応可能

アピールポイント

当センターでは、当事者の話合いによって、トラブルの解決や和解の成立を目指します。 まずは、お互いの気持ちを聞いてみて、そして、話をしてみませんか。トレーニングを積んだ 司法書士が調停人となり、トラブル解決のお手伝いをします。

必要と認められる場合には、下記以外の日時(平日の夜間、土曜、日曜)も調停を開催できます。

なお、手数料は、2024年3月31日までは半額です。

また、調停開催に至らなくても、相談から解決につながったケースもあります。

于 数 料	
申請手数料	11,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
期日手数料	11,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
成立手数料	33,000円(税込み)ただし、2024年3月31日まで半額
その他	上記のほか、閲覧手数料等があります。
実施方法	
実施日時	月~金/午前10時~午後5時(祝祭日及び年末年始並びにお盆期間を除く)
手続実施者の構成	原則として司法書士2名
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	取り扱い無し
オンライン調停	取り扱い無し

解決事例•相談事例等

道路使用に関するトラブル 近隣の騒音等に関するトラブル

その他特記事項等

「あなたには、トラブルを解決するチカラがあります。」 調停センターハーモニーでは、お互いの話合いによって「身近な困りごと」を解決することを目的としています。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0133.html)を御覧ください。



認証番号【044】

認証年月日 平成21年10月15日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

山形県社会保険労務士会

住所

山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル8階

名称

社労士会労働紛争解決センター山形

TEL: 023-631-2959 E-mail: info@sr-yamagata.or.jp URL: www.sr-yamagata.or.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

- 1 会社における労使関係のトラブル(例:解雇、賃金未払い、時間外労働、パワーハラスメント等、職場環境問題、人間関係トラブル等)
- 2 労働条件やその他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争関係など

【対応地域】山形県内所在の事業所(本社等が県外所在の場合も可)

アピールポイント

労務管理の専門家である社会保険労務士があっせんの手続きを行います。 あっせんは毎月第1~4土曜日に実施します。

申立費用は2024年3月31日まで無料としております。

手数料	
申請手数料	5,500円(税込) ただし、2024年3月31日まで無料です。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	
実施方法	
実施日時	毎月第1~4土曜日13:30~18:00
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名
解決までの標準期間	1回の期日で解決
オンラインによる申込み	非対応
オンライン調停	非対応

解決事例:相談事例等

【想定事例】

- ・労働契約に関するトラブル(急に解雇された等。)
- ・賃金、残業代の未払い等に関するトラブル(給料の支払いがない等。)
- ・職場のいじめに関するトラブル(性的な嫌がらせを受けた。SNSで誹謗中傷された。ハラスメント関係。)
- ・退職金に関するトラブル等(退職金の減額または不支給等。)

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター山形 職場・事業主などとのトラブルは、 特定社会保険労務士にぜひご相談ください。



社会保険労務士は、「働く人を大切にする企業づくり」を推進しています。

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0044.html)を御覧ください。



認証番号【054】

認証年月日 平成22年1月22日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

福島県司法書士会

住所

福島県福島市新浜町6番28号

名称

福島県司法書士会調停センター

TEL: 024-534-7502 E-mail: XLU01263@nifty.ne.jp URL: http://fk-shiho.com

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【民事一般】民事に関する紛争(紛争の価額が140万円以下のものに限ります。)

~ 例えば、お金のトラブル 近隣のトラブル 商売のトラブル 事故のトラブル 不動産のトラブル などの紛争の価額が140万円以下のものを広く扱います。

原則は本センター所在地ですが、例外的に福島県内の他の場所でも対応可能です。

アピールポイント

- 簡易裁判所の代理権を有する司法書士が、話合いのお手伝いをします。
- ・所定の条件が整えば、遠方まで移動せず比較的近隣で手続を行うことができます。
- ・話合いの日時についても柔軟に対応可能です。
- ・定形の書類を作るなど難しい決まりがなく、利用できます。
- ・激甚災害によって起きたトラブルの場合や争いの価額が金10万円以下の少額の場合など、 手数料が減免される制度があります。

手数料	
申請手数料	申立人:11,000円(税込) 相手方:11,000円(税込) ただし、申立人が相手方分を負担することも可
期日手数料	不要
成立手数料	双方の負担で33,000円(税込)
その他	上記のほか、閲覧手数料等がある。
実施方法	
実施日時	受付は、月曜日から金曜日まで(祝祭日を除く)午前9時~午後5時 ただし、調停は合意により上記以外の日時も可能
手続実施者の構成	司法書士1名が原則。相当の理由がある場合には2名以上の構成も可
解決までの標準期間	約3か月
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

解決事例•相談事例等

- ・隣家の屋根の雪が落ちてきたため、損害賠償を請求したトラブル。相手方の費用負担で雪止めを設置することとなり、和解が成立した。
- ・引っ越しを業者に依頼したが、当事者間に誤解があり、スムーズに引っ越しができず、損害賠償を請求したトラブル。解決金を支払うことで、和解が成立した。

その他特記事項等

- 手続を実施する前に無料で相談を受け付けています。
- 手数料につき、各種の減免制度があります。
- ・こちらのページも御覧ください。 https://fk-shiho.com/mediation/
- ・詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0054.html)を御覧ください。



認証番号【049】

認証年月日 平成21年12月1日

令和4年4月1日現在

認証ADR機関の基本情報

事業者名

福島県社会保険労務士会

住所

福島県福島市御山字三本松19-3

名称

社労士会労働紛争解決センター福島

TEL: 024-535-4430

E-mail: fukusha@green.ocn.ne.jp URL: https://fukushima-sr.jp

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【労働関係】職場における解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境などの労働に

関する紛争を取り扱います。

【対応地域】福島県のみ対応可能

アピールポイント

- 労働法に精通し、実務経験及び能力がある社会保険労務士が担当します。また、弁護士の協力を得て解決を目指します。
- 社会保険労務士会が実施する相談機関(福島県社労士会総合相談所)で 何度でも相談(無料)に応じています。
- ・ あっせん期日については、利便性を考慮して夜間・土曜日の利用も可能です。
- ・ 令和4年7月12日までは、申立費用、手続費用共に無料となっています。

手数料	
申請手数料	11,000円(税込) ただし、令和4年7月12日まで無料
期日手数料	5,500円(税込) ただし、令和4年7月12日まで無料
成立手数料	不要
その他	不要
実施方法	
実施日時	月曜日~金曜日/9:30~17:00
手続実施者の構成	社会保険労務士1名、弁護士1名
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	対応していない
オンライン調停	対応していない

解決事例•相談事例等

【解決事例】

- •残業代未払
- ・配置転換による不利益
- パワハラ、マタハラ等のハラスメント
- ・退職、解雇に関わること

その他特記事項等

あっせん申立ての前に無料で相談ができます。

相談機関:福島県社労士会総合相談所(福島県社会保険労務士会内)

相談日·時間:毎週水曜日 13:00~17:00 専用電話番号:024-526-2270(予約優先)

[・]詳細は、こちら(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0049.html)を御覧ください。